さくら保育園　重要事項説明書

令和８年４月１日作成

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　慈心会
事業者の所在地	福島県いわき市好間町上好間字沼田１１２
事業者の連絡先	０２４６－３６－５４５６
代表者氏名	理事長　白土弘貴

（２）施設の概要

種別		保育所						
名称		さくら保育園						
所在地		福島県いわき市好間町上好間字沼田１１２						
連絡先		電話番号　　０２４６－３６－５４５６ ＦＡＸ番号　０２４６－３６－５４６３						
施設長氏名		園長　白土弘貴						
開設年月日		昭和５４年４月１日						
利用定員	（２号） （３号）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
		１５人	２１人	２１人	２１人	２１人	２１人	１２０人
当園の基本理念・方針		広い園庭や教室でのクラス別活動を始め、鼓笛、和太鼓、合奏、お遊戯など音楽を通した教育や、体操・水泳・英語教室などの特別授業、老人ホーム・小中学校・各種団体との地域交流など、様々な活動や体験の中で、能力開発はもとより、対人関係を深め協調性を養い、心と体の育成に努めます。 〈教育目標〉 ◇「ありがとう」と言える子 ◇友だちと仲良く遊べる子 ◇あいさつの出来る子 ◇物事を最後までやり抜く子 ◇思いやりのある心の豊かな子						

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	４，８８２．６８　㎡
	園庭	１，４９３．８６　㎡
園舎	構造	鉄骨造　１階建て
	延べ	１，５７２．２４　㎡

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	２　室	０歳児１室　１歳児１室
ほふく室	２　室	０歳児１室　１歳児１室
保育室	４　室	２歳児、３歳児、４歳児、５歳児各１室
遊戯室	１　室	
調理室	１　室	
事務室	１　室	
多目的室	１　室	

（５）職員体制

職種	最低人数	備考
園長	１　人	
副園長	１　人	
主任	１　人	
保育士	２１　人	０歳児６人、１歳児５人、２歳児４人、３歳児２人、 ４歳児２人、５歳児２人
栄養士	１　人	
調理員	３　人	
事務員	１　人	
看護師	１　人	
用務員	１　人	

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前７時００分～午後６時００分（１１時間）
	保育短時間	午前８時００分～午後４時００分（８時間）
延長保育時間	月～金曜日	午後６時００分～午後６時３０分
開所時間	月～金曜日	午前７時００分～午後６時３０分
	土曜日	午前７時００分～午後６時００分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）
行事費（月額）	０歳児　700 円　１歳児　1,100 円　２歳児　1,700 円 ３歳児、４歳児、５歳児　2,300 円
主食費（月額）	1,800 円（３歳児以上希望者のみ）
副食費（月額）	6,500 円（３歳児以上）
卒園費（月額）	５歳児　4,000 円（４月～１月）
保護者会費（年額）	1,200 円
制服費	３歳児以上 30,000 円程度
教材費	０歳児　1,500 円程度　１歳児　2,000 円程度 ２歳児　4,000 円程度　３歳児　8,000 円程度 ４歳児　8,000 円程度　５歳児　8,000 円程度
延長保育料	標準時間の場合　18：00～18：30　100 円 短時間の場合　7：00～8：00　100 円 16：00～17：00　100 円 17：00～18：00　100 円 18：00～18：30　100 円

（８）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

週に一度、外部講師をお招きして体操教室・英語教室を行っています。

鼓笛・和太鼓・合奏など音楽を通した情操教育を行っています。

（９）年間行事予定

月	行事内容
４月	入園式、内科検診
５月	さつまいもの苗植え、歯科検診
６月	保育参観、プール開き
７月	七夕集会、人形劇観劇、流しそうめん大会、年長組海遊び体験
８月	ブルーベリー狩り＆ピザ作り、スイカ割り大会、地域夏祭り参加
９月	プール納め、運動会
１０月	秋季遠足、内科検診、歯科検診、さつまいも掘り、消防総合訓練
１１月	マラソン大会、七五三
１２月	お遊戯会、もちつき大会、クリスマス会
１月	年長組雪遊び体験、カルタ取り大会
２月	豆まき大会、演奏会、なわとび大会
３月	入園説明会、年長組お別れ遠足、卒園式

（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は９時までにお願いします。 ・欠席、遅刻の場合は、９時までに電話でご連絡ください。 ・入園月には、お子さまの心身と生活リズムを慣らすために「慣らし保

	育」を行います。 第１週目　午前１１時まで保育　第２週目　午後１時まで保育 第３週目より通常保育 ・保護者が参加する行事は、通常の保育時間とは異なりますのでご注意下さい。 入園式･･･４月１日に実施（午前中で降園） 春の親子遠足･･･５月の金曜日予定（お弁当持参で遠足終了後解散） 保育参観･･･６月の土曜日予定（午前中で降園） 運動会････９月の土曜日予定(雨天の場合、日曜日)（午前中で降園） おゆうぎ会･･･１２月の土曜日予定（午前中で降園） 演奏会･･･２月の土曜日予定（午前中で降園） 卒園式･･･３月の土曜日予定（午前中で降園、年長組は謝恩会終了後に降園）※卒園式は年長組の保護者のみ参加 上記行事（春の親子遠足を除く）の前日は、諸準備のため午後５時までの保育とします。午後５時までにお迎えをお願いいたします。 ・８月のお盆期間中（１３日、１４日、１５日）は午前保育とします。 ・年末年始の休園は１２月２９日～１月３日までとしますが、その期間の前後が土日の場合は、それも含め年末年始の休園とします。 ・毎朝ご家庭で検温し、体温が 37.5℃以上の場合は、登園を控えて下さい。登園後、体温 37.5℃以上の発熱を確認した場合は、お迎え要請のご連絡をいたします。常に緊急電話連絡がとれるようにしておいてください。 ・お車で送迎の際、チャイルドシートを必ず着用し、お子さまを安全に乗車させてください。未着用は、警察に通報いたします。 ・保護者様が毎月納める諸会費（行事費など）は、さくら保育園指定の東邦銀行から口座引落しいたします。東邦銀行の口座をお持ちでない方は、口座開設をお願いします。 ・日祝日および年末年始の休園日以外に、台風や地震などの自然災害やインフルエンザなど流行性疾患が蔓延した時には、やむを得ず休園する場合がありますのでご了承願います。 ・園からの連絡は、一斉メール、ホームページ、または、おたより帳に

	お手紙をはさんでお渡ししますので、毎日おたより帳の確認をお願いします。 ・住所や職場の変更があった場合は、お知らせ下さい。 ・やむを得ず保育時間中の投薬が必要となる場合は、医師から処方された薬と投薬依頼書をご提出下さい。 ・食物アレルギーがある場合、医師の診断の上、園に申し出て下さい。保育士、栄養士と面談の上、除去食で対応します。

（１１）嘱託医

医療機関の名称	そうまクリニック
医院長名	相馬俊之
所在地	いわき市好間町下好間字鬼越１０１－１
電話番号	３６－４５５５

（１２）嘱託歯科医

医療機関の名称	玉橋歯科医院
医院長名	玉橋豊
所在地	いわき市好間町上好間字南町３４
電話番号	３６－２６１２

（１３）緊急時における対応方法

保育中、園児に体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	内郷消防署
所在地	いわき市内郷綴町大木下１８
電話番号	２６－３５９６

【管轄する警察署】

警察署名	いわき中央警察署　好間駐在所
所在地	いわき市好間町上好間字忽滑４５－２
電話番号	２６－２１２１

（１４）非常災害対策

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月１回実施します。
防災設備	消火器、火災報知器を備えています。
避難場所	好間第一中学校
緊急時の連絡手段	メール及びホームページでの情報提供

（１５）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	吉田明子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	白土弘貴	園長
第三者委員	木田浩央	監事
	渡邊郁哉	監事

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、内容を確認し、申出人と話し合いを行い、適切に対応し、解決・改善を図るよう努めます。

（１６）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人　日本スポーツ振興センター　災害共済給付制度
保険の内容	負傷の場合、保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のものが給付の対象です。その他、疾病、障害、死亡の場合についても給付があります。
給付金額	負傷、疾病の場合、医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10。

（１７）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。